

# ブリッジ Bridge 4月号

## トレンドニュース(令和5年2月分)

### ◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.30倍(前月比0.01P)

「現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」

### ◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

- ・新規求人数:10,391人と前年同月比5.2%増加。  
新規求職申込件数:1,961人と前年同月比2.7%減少。

⇒**新規求職者が5ヶ月連続で減少した一方、新規求人は11ヶ月連続で増加しており、人材確保は厳しさを増しています。応募者確保に向けて求人条件を見直してみませんか?**

### 大阪中央労働基準監督署

### ～令和5年度 行政運営方針について～

令和5年度においても「安全で健康に働くことができる環境づくり」を目指して、長時間労働の抑制等、労働条件の確保・改善対策などの各種対策を講じていきます。

特に生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む事業者等の支援、時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種に対する労働時間短縮等に向けた支援、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向けた監督指導等の徹底、法定労働条件の確保改善の推進、労働災害が多発する業種に対する労働災害防止対策の推進、メンタルヘルス対策及び過重労働対策等の推進、迅速かつ公正な労災補償業務の実施などの対策を講じていきます。

## 目次

### 《お役立ち情報》

- ◆各種賃上げ支援制度のご案内
- ◆雇用関係助成金を電子申請しませんか?

### 《労基署からのお知らせ～大阪中央労働基準監督署～》

- ◆STOP! 熱中症クールワークキャンペーン
- ◆2023年4月1日から月60時間を超える残業は割増賃金が上がります

### 《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョビーズ)》

- ◆第34回「雇用調整助成金のクーリング制度ってなに?」

### 《お知らせ情報》

- ◆雇用調整助成金の特例措置(コロナ特例)の経過措置については、令和5年3月31日をもって終了します。
- ◆2023年4月から、従業員が1000人を超える企業は男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です。
- ◆障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について
- ◆令和5年度雇用保険料率のご案内
- ◆キャリア人材バンク登録のおすすめ(公益財団法人 産業雇用安定センター)

### 《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

### ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36  
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東  
ホームページ

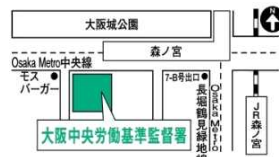


### 大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10  
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



# ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和5年2月内容)

( 求人求職のバランス : 原数値 )

- 新規求人数 : 10,391人 ( 前年同月比 : +5.2 P )
- 新規求職申込件数 : 1,961人 ( 前年同月比 : ▲ 2.7 P )
- 新規求人倍率 : 5.3倍 ( 前年同月比 : +0.40 P )

## 1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比5.2%と、11か月連続で増加した。

(単位:人、%)

産 業 計	4年												5年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
産 業 計	9,877 4.6	9,539 ▲ 0.5	10,030 4.9	9,485 12.0	9,730 13.7	10,021 3.9	9,430 2.9	9,714 9.5	10,876 6.1	9,703 1.6	9,350 11.1	11,418 5.8	10,391 5.2	
建設業	896 ▲ 13.8	779 ▲ 10.7	564 ▲ 19.9	831 ▲ 12.9	805 ▲ 10.5	630 14.1	807 ▲ 13.1	726 ▲ 16.8	570 ▲ 20.9	799 ▲ 17.6	554 ▲ 29.1	462 ▲ 28.0	800 ▲ 10.7	
製造業	710 48.5	735 18.9	518 6.4	669 46.4	757 42.6	630 9.2	647 4.5	844 39.0	803 24.1	639 ▲ 4.8	777 32.1	797 27.7	758 6.8	
情報通信業	791 24.0	655 6.2	742 9.1	866 42.7	708 ▲ 9.6	743 ▲ 23.6	984 10.1	777 ▲ 7.8	743 ▲ 20.8	923 1.2	623 ▲ 30.1	680 ▲ 20.2	890 12.5	
運輸業、郵便業	346 77.4	316 22.0	1,169 21.3	366 78.5	400 26.6	1,071 13.1	264 135.7	461 61.8	1,032 ▲ 2.9	222 49.0	542 120.3	987 ▲ 23.1	202 ▲ 41.6	
卸売業、小売業	973 ▲ 5.7	861 ▲ 25.4	889 10.3	834 ▲ 9.9	1,027 22.4	864 1.6	1,000 23.6	1,101 18.5	989 ▲ 4.0	1,116 12.4	908 3.3	1,292 31.2	1,110 14.1	
学術研究、専門・ 技術サービス業	501 ▲ 5.8	623 13.3	597 40.5	508 6.3	587 ▲ 28.9	687 24.9	547 17.9	554 ▲ 5.6	680 36.8	574 5.7	630 8.2	591 ▲ 6.9	610 21.8	
宿泊業、飲食 サービス業	644 111.1	532 10.1	1,409 19.9	774 114.4	533 109.0	1,367 17.6	621 5.8	440 43.8	1,596 25.9	636 ▲ 11.3	435 29.5	1,707 27.3	661 2.6	
生活関連サー ビス業、娯楽業	45 ▲ 65.4	86 0.0	123 46.4	75 ▲ 21.9	120 0.8	114 208.1	137 179.6	212 292.6	170 68.3	102 85.5	134 100.0	254 137.4	145 222.2	
教育、学 習支援業	105 ▲ 7.9	192 32.4	101 7.4	106 51.4	182 7.1	91 78.4	112 19.1	120 ▲ 13.0	84 12.0	91 ▲ 28.9	124 ▲ 44.6	101 0.0	179 70.5	
医療、福祉	2,384 6.8	2,266 ▲ 0.1	1,830 ▲ 20.2	2,341 13.5	2,401 33.8	1,812 ▲ 11.1	2,158 ▲ 9.5	2,059 ▲ 3.7	2,081 9.1	2,361 ▲ 3.7	1,949 ▲ 7.2	2,181 15.3	2,347 ▲ 1.6	
サービス業 (他に分類 されないもの)	1,518 2.0	1,644 1.6	1,477 11.9	1,648 4.1	1,707 20.5	1,519 6.8	1,613 1.8	1,846 19.5	1,512 1.5	1,642 8.5	2,072 68.2	1,581 ▲ 0.3	1,763 16.1	

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

## 2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は5か月連続で減少。※「事業主都合離職者」は前年同月比0.6%と増加に転じた。

(単位:件、%)

全 数	4年												5年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
新規求職 申込件数	2,016 ▲ 2.8	2,311 6.6	2,437 3.7	1,977 33.8	1,927 17.2	1,882 ▲ 20.9	1,835 ▲ 0.4	1,835 4.2	1,868 ▲ 6.9	1,570 ▲ 9.5	1,427 ▲ 8.5	1,842 ▲ 12.0	1,961 ▲ 2.7	
在職者	617 ▲ 6.8	666 12.3	383 19.7	367 31.1	384 17.4	288 ▲ 31.6	367 ▲ 14.8	366 ▲ 2.9	386 4.0	333 ▲ 15.7	302 ▲ 15.6	407 ▲ 31.6	581 ▲ 5.8	
離職者	1,183 ▲ 6.9	1,403 ▲ 1.2	1,865 ▲ 1.8	1,427 28.2	1,375 13.8	1,267 ▲ 0.8	1,313 13.0	1,298 8.7	1,341 ▲ 3.1	1,090 ▲ 5.3	1,011 ▲ 3.7	1,303 2.4	1,231 4.1	
常 用	308 ▲ 24.3	376 ▲ 12.8	593 ▲ 15.8	390 11.1	331 ▲ 6.0	312 ▲ 23.0	322 ▲ 1.8	318 6.4	312 ▲ 27.4	258 ▲ 15.1	304 9.4	335 ▲ 2.6	310 0.6	
自己都合 離職者	774 ▲ 1.4	895 1.2	1,113 3.6	929 31.2	955 21.8	879 13.9	900 20.5	885 7.3	931 9.0	754 0.1	633 ▲ 9.6	876 5.8	837 8.1	
無業者	203 47.1	224 48.3	177 39.4	175 116.0	161 51.9	121 ▲ 71.1	145 ▲ 39.6	165 ▲ 10.8	132 ▲ 45.2	140 ▲ 22.7	108 ▲ 25.0	125 ▲ 41.6	138 ▲ 32.0	

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含み新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。  
3. 在職者以下は、パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。  
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

### 3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※男性はすべての年齢層で減少した。

(単位:件、%)

令和5年2月 年齢	男女計		男		女	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比
年齢計(常用)	1,950	▲ 2.6	803	▲ 11.1	1,142	3.8
24歳以下	78	▲ 35.0	35	▲ 32.7	43	▲ 36.8
25～34歳	383	▲ 2.0	143	▲ 10.6	239	3.5
35～44歳	310	▲ 0.3	103	▲ 18.3	206	11.4
45～54歳	464	▲ 5.3	167	▲ 12.1	297	▲ 1.0
55歳以上	715	3.5	355	▲ 5.3	357	13.0

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常雇(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。  
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。  
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

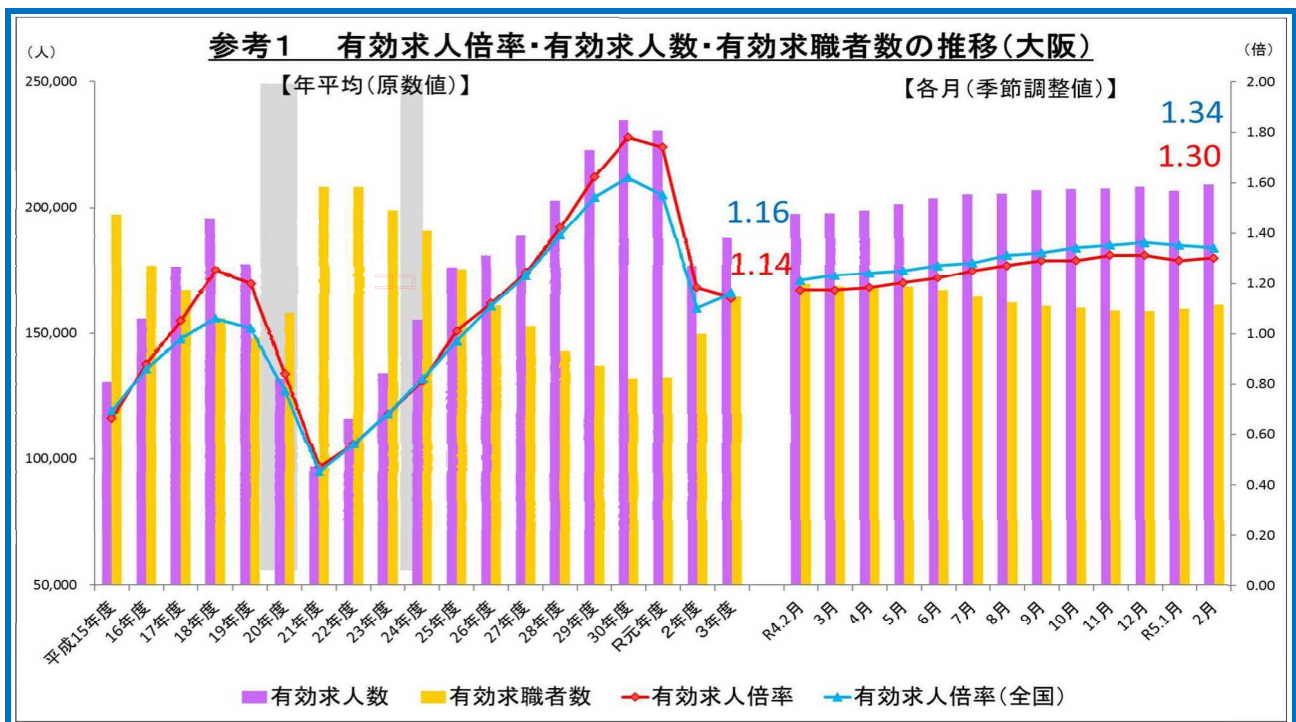
### 4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	4年												5年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
就職件数	349	538	394	399	423	390	360	394	374	355	351	298	378	
	▲ 5.4	▲ 5.6	▲ 12.2	5.8	0.2	1.6	10.1	7.1	▲ 9.4	0.9	▲ 0.8	▲ 8.3	8.3	

- (注) 1. パートタイムを含む常用。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。  
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

### (参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

# 大胆な賃上げに 取り組む皆様

## 各種賃上げ支援制度のご案内

- 雇用者全体の給与や教育訓練費の増加分の一部を法人税額から控除できます。（賃上げ促進税制）
- 賃上げによって、各種補助金の補助率や補助上限が引き上げられるインセンティブが得られます（事業再構築補助金、ものづくり補助金、事業承継・引継ぎ補助金）
- 事業場内で最も低い賃金の引上げを図る企業の生産性向上に向けた取組みを支援します（業務改善助成金）

詳しくは裏面へ

本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第公募を開始しますので、公募情報はホームページでご確認ください。





## <中小企業向け 賃上げ促進税制>

- 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。
- 雇用者全体の給与等支給額を前年度比で1.5%以上増加させた場合は15%税額控除、2.5%以上増加させた場合は30%税額控除できます。
- 教育訓練費を前年度比で10%以上増加させた場合は、追加で10%税額控除できます。



問合先 中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821

↑ 詳細はこちら

## <事業再構築補助金>

- 事業概要：新分野展開や業態転換等に係る設備投資等を補助します。

		成長枠	グリーン成長枠	
			エントリー	スタンダード
上限		最大7,000万円	最大8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)
補助率	中小	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3)		
	中堅	1/3 (大規模賃上げ達成で1/2)		

事業終了後3~5年の間に一定水準以上の賃上等で、**上限3,000万円 上乘せ**



問合先 事業再構築補助金コールセンター：0570-012-088

↑ 現在の公募情報はこちら

## <ものづくり・商業・サービス補助金>

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援します。
- 補助上限：最大4,000万円等  
一定の賃上げで**上限額を最大1,000万円引上げ**
- 補助率：中小1/2~2/3



↑ 現在の公募情報はこちら

問合先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-8880-4053

## <事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)>

- 事業概要：事業承継やM&Aに係る設備投資等を支援します。
- 補助上限：最大600万円  
一定の賃上げで**上限額を最大800万円まで引上げ**
- 補助率：1/2~2/3



↑ 現在の公募情報はこちら

問合先 事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新事業）：050-3615-9053

## <業務改善助成金>

- 事業概要：生産性向上に資する設備投資などを実施し、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げる場合に、その設備投資などに要した費用の一部を支援します。
- 補助上限、補助率：最大600万円、3/4~9/10  
**事業場規模30人未満の事業者について補助上限額を引上げ** 等



↑ 詳細はこちら

問合先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

# 雇用関係助成金を 電子申請しませんか？



## より使いやすく

## 電子申請できる雇用関係助成金の 対象が拡大します。

雇用関係助成金の申請についてはこちら

雇用関係助成金

検索

電子申請には「GビズID」の  
申請・取得が必要です。



# 雇用関係助成金ポータルで電子申請可能に

厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請を行うページです。

ステップ 1

2023(令和5)年4月から、キャリアアップ助成金正社員化コース・  
トライアル雇用助成金一般トライアルコースの電子申請が開始します。

ステップ 2

2023(令和5)年6月から、その他の雇用関係助成金の電子申請が開始します。

## 雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

### 1 再就職支援関係の助成金

・労働移動支援助成金

### 5 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金

・両立支援等助成金

### 2 転職・再就職拡大支援関係の助成金

・中途採用等支援助成金

### 6 人材開発関係の助成金

・人材開発支援助成金  
(事業展開等リスキリング支援コースを除く)

### 3 雇入れ関係の助成金

・トライアル雇用助成金  
(一般トライアルコースは4月から)  
・地域雇用開発助成金

### 4 雇用環境の整備関係等の助成金

・人材確保等支援助成金  
・通年雇用助成金  
・キャリアアップ助成金  
(正社員化コースは4月から)

社会保険労務士や代理人による申請にも対応しています。紙の申請と他の電子申請\*も引き続きご利用いただけます。

※ 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム、e-Gov電子申請。

## 電子申請の3つのポイント

POINT  
1

### 利便性の向上



来所が不要であるため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。

POINT  
2

### 負担の軽減



一度入力した情報の一部は繰り返し自動で反映させることができます。

POINT  
3

### いつでも使える



窓口が閉まっている時間でも、いつでも申請・申請状況の確認ができます。

※メンテナンス時間を除きます

雇用関係助成金の申請についてはこちら

雇用関係助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)

## 電子申請には「G BizID」の申請・取得が必要です

**G BizIDとは?** 1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

雇用関係助成金の申請期限に間に合うようG BizIDの申請・取得をお願いします。

(雇用関係助成金の電子申請を社会保険労務士や代理人に依頼する場合もG BizIDの取得が必要です。)

G BizIDの詳細・取得はコチラ (QRコードからアクセス可能) → <https://gbiz-id.go.jp/top/>



注意! gBizIDエントリーでは、雇用関係助成金ポータルをご利用できません。

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）





# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**



# NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる

2023年（令和5年）4月1日から

50%

## 月60時間を超える残業は 割増賃金率が上がります



～ 就業規則の変更・届出はお済みですか？ ～

現 行	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	<b>25%</b>

令和5年度～	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	<b>50%</b>

2023年（令和5年）4月1日以降、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を**50%以上**とする規定（労働基準法第37条第1項ただし書）が中小事業主にも適用されます。

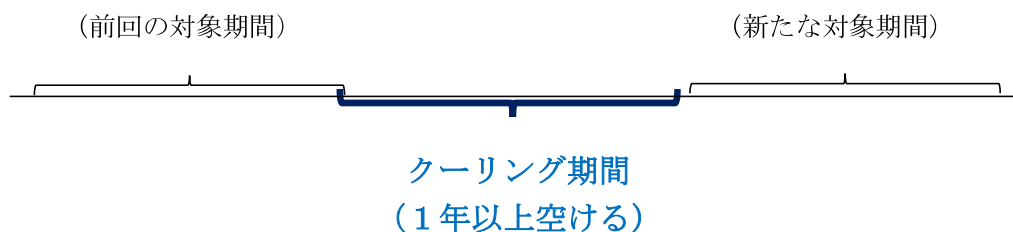
## 第34回 ★教えてJobees（ジョビーズ）



### 雇用調整助成金のクーリング制度ってなに？

★令和5年4月1日以降の休業等については、雇用調整助成金の通常制度が適用となることから、

- ① 対象期間が1年となります。
  - ・雇用調整助成金は1年の期間内に実施した休業等について支給対象となります。
- ② クーリング期間があります。
  - ・対象期間終了後、引き続き雇用調整助成金を受給する場合、その満了日の翌日から起算して、1年間以上空けていただく必要があります。



雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）を利用していた場合の令和5年4月以降のクーリング制度の取り扱いは本誌（11～12ページ）をご覧ください。

（お問合せ先）

・大阪労働局助成金センター：06-7669-8900

※参考：厚生労働省ホームページ（雇用調整助成金）



※ 上記の内容は、厚生労働省令の改正等が必要です。

雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置については、令和5年3月31日をもって終了します。

雇用調整助成金は令和4年12月以降は通常制度とし、一定の経過措置を講じてきたところですが、**令和5年3月31日をもって経過措置を終了します。**

令和5年4月1日以降の休業等（※）については支給要件を満たせば通常制度をご利用いただけます。主な支給要件は以下のとおりです。

（※）令和5年4月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等。以下同じ。

## 1. 生産指標の確認は、直近3か月と前年同期との比較となります。

直近3ヶ月の生産指標（売上高など）が**前年同期**と比較して**10%以上**低下していることが要件となります。起業して間もない事業主の休業など、比較可能な前年同期が無い場合は助成対象となりません。

## 2. 雇用量要件を満たす必要があります。

休業等を実施する事業所における雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者数の直近3か月の平均値が、前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないことが必要です。

## 3. 最後の休業等実施日から1年経過している必要があります。

コロナ特例を利用していた事業所が令和5年4月1日以降の休業等について通常制度を申請する場合、**最後の休業等実施日を含む判定基礎期間末日から1年経過している必要があります。**（クーリング期間要件。詳細は裏面を参照ください。） \*通常制度では、対象期間終了後1年経過が必要。

## 4. 計画届の提出は不要です。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月30日までの間、計画届の提出を不要とします。  
\*従前（コロナ前）は、休業等の実施前に計画届その他の書類の提出が必要。

## 5. 残業相殺は行いません。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月30日までの間、残業相殺は行いません。  
\*従前（コロナ前）は、判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数の差引が必要。

## 6. 短時間休業の要件を緩和します。

一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象とします。  
\*従前（コロナ前）は、助成金の対象となる労働者全員に対し、一斉に休業を実施することが必要。

上記の他にも、コロナ特例とは異なる要件があります。対象労働者の被保険者期間など、詳細については雇用調整助成金の通常版ガイドブックをご確認ください（更新版は3月末までに公開）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

> 裏面に続く

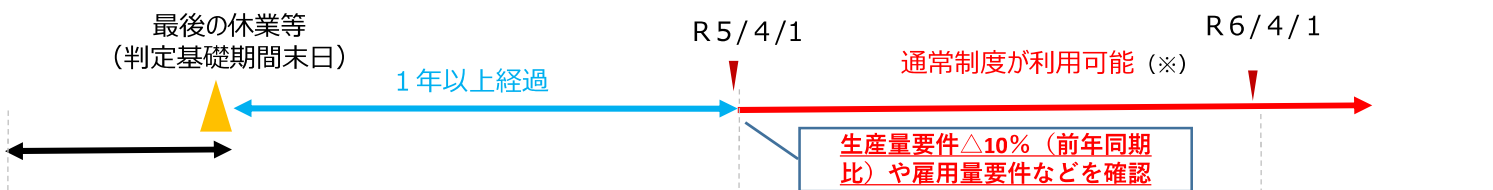
LL050317企01

# コロナ特例を利用していた場合の 4月以降のクーリング制度の取り扱いについて

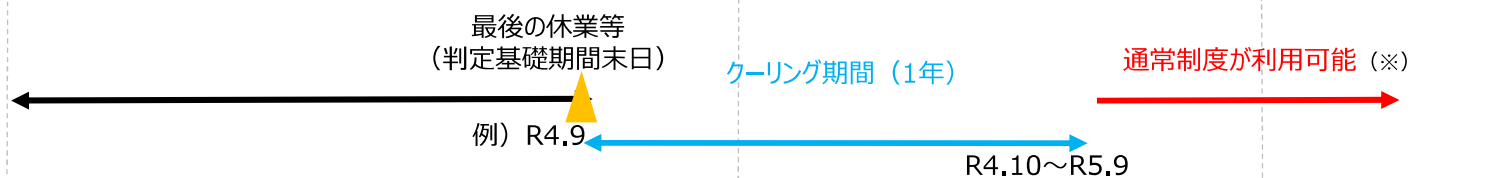
(令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達している場合)

- 令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日（判定基礎期間末日。雇用調整助成金の受給があるもの）がある場合、支給要件を満たせば令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。（図①）
- 令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。（図②）
- 令和5年3月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。（図③）

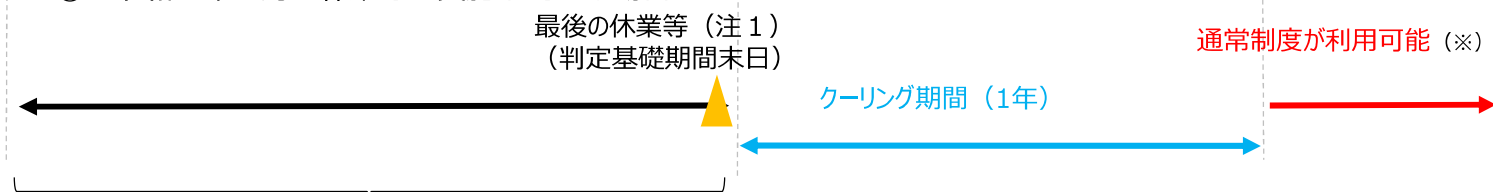
①：令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日がある場合



②：令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合



③：令和5年3月に休業等を実施している場合



(①②③共通) R5/3/31時点で対象期間が1年以上（最初の休業等がR4/3/31以前）

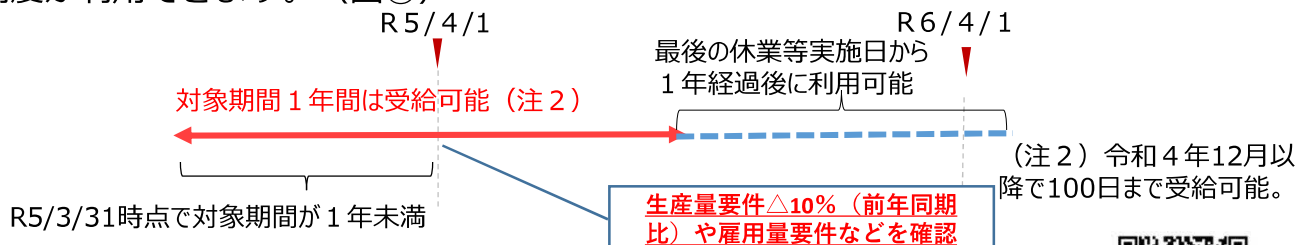
(※) 対象期間は1年間。

(注1) 対象期間の末日（R5/3/31）が判定基礎期間中にある場合は、R5/3/31が判定基礎期間の末日となります。

(令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達していない場合)

- 支給要件を満たせば、対象期間が1年に達するまでの間、令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。（図④）

④



R5/3/31時点で対象期間が1年未満

(注2) 令和4年12月以降で100日まで受給可能。

※申請様式やマニュアルはこちらに掲載しています（更新版は3月末までに公開）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_20200515.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html)

不正受給への対応を厳格化しています

ご一報  
ください

申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



連絡先



不正受給の対応を  
厳格化しています

# 2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられます。  
 (令和5(2023)年4月施行)

## 対象企業 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

- 常時雇用する労働者**
- ・ 期間の定めなく雇用されている者
  - ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。  
 すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

## 公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{c} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。  
 ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）  
 ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

## 公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。  
 また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト  
**両立支援のひろば**  
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/> 



## よくあるご質問

### Q1 「育児を目的とした休暇」とは何ですか？

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度です。育児休業や子の看護休暇など法定の制度は除きます。

### Q2 「産後パパ育休」と「育児休業」は分けて計算するのですか？

産後パパ育休とそれ以外の育児休業等を分けて割合を計算する必要はありません。

### Q3 育児休業を分割して2回取得した場合や、育児休業と育児目的休暇の両方を取得した場合はどのように計算しますか？

当該休業や休暇が同一の子について取得したものである場合は、1人として数えます。

### Q4 事業年度をまたがって育児休業を取得した場合や、分割して複数の事業年度に育児休業を取得した場合はどのように計算しますか？

育児休業を開始した日を含む事業年度の取得として計算します。  
分割して取得した場合は、最初の育児休業等の取得のみを計算の対象とします。

### Q5 計算した割合の端数処理はどのようにしますか？

公表する割合は、算出された割合の小数点第1位以下を切り捨てたものとしてください。  
配偶者が出産したものの数（分母となるもの）が0人の場合は「-」と表記してください。

### Q6 任意で「育児休業平均取得日数」を公表する場合の計算方法は？

きまりはありませんが、計算方法の例を紹介します。他にも両立支援のひろばで計算例を紹介していますので参考にしてください。

#### <子どもが1歳までの平均育児休業取得日数の計算例>

$$\frac{\text{公表前々事業年度に出生した子の1歳までの合計育児休業取得日数(日)}}{\text{当該育児休業取得人数(人)}} = \text{平均取得日数(日)} \\ \text{(小数点第1位以下切り捨て)}$$

### Q7 いつまでに公表すればよいですか？

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。

事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和5(2023)年6月末	9月	令和5(2023)年12月末
4月	令和5(2023)年7月末	10月	令和6(2024)年1月末
5月	令和5(2023)年8月末	11月	令和6(2024)年2月末
6月	令和5(2023)年9月末	12月	令和6(2024)年3月末
7月	令和5(2023)年10月末	1月	令和6(2024)年4月末
8月	令和5(2023)年11月末	2月	令和6(2024)年5月末

お問い合わせ先 大阪労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL:06-6941-8940

令和4年12月作成



## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<b>2.5%</b> ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

② 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<b>5%</b>
・建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む）	<b>10%</b>
・港湾運送業 ・ 警備業	<b>15%</b>
・鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	<b>20%</b>
・林業（狩猟業を除く）	<b>25%</b>
・金属鉱業 ・ 児童福祉事業	<b>30%</b>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<b>35%</b>
・石炭・亜炭鉱業	<b>40%</b>
・道路旅客運送業 ・ 小学校	<b>45%</b>
・幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	<b>50%</b>
・船員等による船舶運航等の事業	<b>70%</b>



**Point**

③

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。****▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

**▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

**Point**

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。  
（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

**▶ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

**▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。**

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

# 令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
  - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
  - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

## <令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



# キャリア人材バンク登録のおすすめ

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の就業を支援します。

ご利用  
無料

66歳以降も  
働き続けられる就業について

産業雇用安定センターが  
仲介・あっせんします

高年齢者の能力・  
経験の活用を希望する  
事業者

自らの能力・経験を  
活かし66歳以降も  
働くことを希望する方

## ● キャリア人材バンクに登録するには ●

### 事業主経由での登録の場合

事業主様を通じて  
下記、事務所へご相談ください

#### 対象者

60歳以上の在職者の方で  
・雇用契約期間の満了(※)後に再就職  
を希望する

※定年、継続雇用終了、有期雇用契約期間満了により  
離職する場合があります

### 個人登録の場合

下記、事務所までお電話ください  
(ご来所のスケジュールの調整をします)

#### 対象者

60歳以上70歳以下の方で  
下記のいずれかに該当する方  
・在職者で再就職を希望する  
・離職者(※)で再就職を希望する  
※本事業の離職者とは離職後1年以内の方をいいます

担当者が登録に必要な書類の作成や再就職のお手伝いをいたします

- ・キャリアシート作成の支援(履歴書・職務経歴書・職務能力記述書)
- ・キャリアカウンセリング・講習等の実施他

## 公益財団法人 産業雇用安定センター

### ・ キャリア人材バンク大阪梅田

大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階

☎ 06-6147-9213

### ・ 大阪事務所

大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル4階

☎ 06-6947-7663 18



# フルタイムの賃金情報

2023年 2月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	16,599	7,602	2.18	232	222	298
管理的職業	173	38	4.55	251	279	334
専門的・技術的職業	4,927	1,214	4.06	253	248	370
開発技術者	279	43	6.49	300	234	361
製造技術者	145	76	1.91	278	229	369
建築・土木・測量技術者	970	50	19.40	310	276	474
情報処理・通信技術者	1,688	250	6.75	260	250	413
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	100	15	6.67	383	318	472
保健師、助産師、看護師	386	119	3.24	295	264	312
医療技術者	153	35	4.37	222	238	285
その他の保健医療の職業	127	51	2.49	230	199	259
社会福祉の専門的職業	671	131	5.12	199	224	275
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	118	226	0.52	240	211	315
事務的職業	2,308	2,319	1.00	208	198	244
一般事務の職業	1,408	1,867	0.75	204	197	241
会計事務の職業	330	197	1.68	209	193	238
営業・販売関連事務の職業	372	154	2.42	238	204	253
販売の職業	2,632	535	4.92	270	221	290
商品販売の職業	891	162	5.50	222	210	252
販売類似の職業	49	15	3.27	230	288	358
営業の職業	1,692	358	4.73	291	226	312
サービスの職業	2,672	522	5.12	227	212	247
介護サービスの職業	1,088	152	7.16	209	221	246
保健医療サービスの職業	116	17	6.82	190	187	217
生活衛生サービスの職業	120	58	2.07	233	200	271
飲食物調理の職業	505	134	3.77	263	223	269
接客・給仕の職業	539	93	5.80	234	210	259
居住施設・ビル等の管理の職業	137	33	4.15	176	179	193
保安の職業	468	27	17.33	213	188	212
生産工程の職業	996	312	3.19	225	207	283
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	239	55	4.35	199	212	277
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	309	100	3.09	228	196	251
輸送・機械運転の職業	1,061	149	7.12	297	209	251
自動車運転の職業	807	105	7.69	297	212	254
建設・採掘の職業	479	45	10.64	286	237	392
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	159	21	7.57	273	237	419
電気工事の職業	124	18	6.89	267	241	347
運搬・清掃等の職業	866	607	1.43	216	200	232
運搬の職業	571	127	4.50	234	206	248
清掃の職業	182	86	2.12	170	195	216
IT関連職業合計	2,061	551	3.74	250	244	400
福祉関連職業合計	2,031	376	5.40	236	233	273
(うち介護関係)	1,537	228	6.74	205	225	263

## 2023年 2月度

<b>大阪府</b>	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
<b>職業計</b>	121,767	95,843	1.27	230	223	295
<b>管理的職業</b>	904	525	1.72	291	283	356
<b>専門的・技術的職業</b>	31,739	15,401	2.06	248	237	331
開発技術者	1,453	542	2.68	276	231	382
製造技術者	1,104	1,238	0.89	243	230	348
建築・土木・測量技術者	4,196	720	5.83	306	266	444
情報処理・通信技術者	7,599	2,721	2.79	250	248	423
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	447	179	2.50	343	310	421
保健師、助産師、看護師	4,489	1,695	2.65	282	255	305
医療技術者	1,694	648	2.61	246	243	297
社会福祉の専門的職業	6,352	1,847	3.44	215	220	259
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	420	2,501	0.17	225	210	302
<b>事務的職業</b>	11,772	26,707	0.44	212	200	248
一般事務の職業	7,225	21,701	0.33	208	196	239
会計事務の職業	1,292	2,166	0.60	228	209	271
営業・販売関連事務の職業	1,782	1,689	1.06	232	201	251
<b>販売の職業</b>	13,109	6,555	2.00	256	224	304
商品販売の職業	5,201	2,493	2.09	217	218	285
営業の職業	7,441	3,950	1.88	277	227	311
<b>サービスの職業</b>	24,426	7,721	3.16	218	222	273
介護サービスの職業	9,227	2,831	3.26	213	216	249
保健医療サービスの職業	1,163	347	3.35	194	185	216
生活衛生サービスの職業	3,890	854	4.56	213	238	319
飲食物調理の職業	5,856	1,528	3.83	237	225	275
接客・給仕の職業	3,040	1,156	2.63	228	226	285
居住施設・ビル等の管理の職業	468	433	1.08	191	188	205
<b>保安の職業</b>	3,855	500	7.71	191	186	205
<b>生産工程の職業</b>	10,087	4,661	2.16	229	208	295
金属材料製造、金属加工、銲属溶接・溶断の職業	3,076	1,037	2.97	239	210	294
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,331	1,327	1.76	212	202	269
機械組立の職業	995	554	1.80	226	208	297
機械整備・修理の職業	1,791	408	4.39	246	209	311
生産関連・生産類似の職業	1,026	956	1.07	229	217	342
<b>輸送・機械運転の職業</b>	9,991	3,101	3.22	262	237	300
自動車運転の職業	7,696	2,164	3.56	271	243	306
<b>建設・採掘の職業</b>	8,922	974	9.16	273	229	359
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,213	382	5.79	300	226	359
電気工事の職業	1,452	311	4.67	254	223	345
<b>運搬・清掃等の職業</b>	6,737	9,043	0.74	213	208	253
運搬の職業	3,831	2,424	1.58	233	215	263
清掃の職業	1,129	1,155	0.98	193	203	238
<b>IT関連職業合計</b>	9,943	6,112	1.63	238	242	403
<b>福祉関連職業合計</b>	18,981	6,000	3.16	239	229	270
(うち介護関係)	13,221	3,824	3.46	215	220	257

# パートタイムの賃金情報

2023年 2月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	10,722	4,073	2.63	1,120	1,159	1,269
専門的・技術的職業	1,305	405	3.22	1,440	1,504	1,690
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	33	17	1.94	2,625	2,013	2,280
保健師、助産師、看護師	433	94	4.61	1,695	1,626	1,820
社会福祉の専門的職業	355	69	5.14	1,088	1,262	1,367
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	58	46	1.26	1,220	1,193	1,403
その他の専門的職業	244	66	3.70	1,193	1,722	2,028
事務的職業	1,475	1,032	1.43	1,080	1,156	1,279
一般事務の職業	1,102	902	1.22	1,069	1,172	1,313
会計事務の職業	171	40	4.28	1,137	1,127	1,190
営業・販売関連事務の職業	95	29	3.28	1,122	1,110	1,201
販売の職業	726	134	5.42	1,040	1,027	1,126
商品販売の職業	653	117	5.58	1,042	1,016	1,101
営業の職業	50	16	3.13	1,018	1,244	1,635
サービスの職業	3,773	379	9.96	1,084	1,116	1,238
介護サービスの職業	1,267	116	10.92	1,100	1,207	1,355
保健医療サービスの職業	57	12	4.75	1,000	1,159	1,261
生活衛生サービスの職業	51	26	1.96	1,205	1,111	1,277
飲食物調理の職業	1,169	92	12.71	1,048	1,045	1,127
接客・給仕の職業	743	59	12.59	1,112	1,076	1,166
居住施設・ビル等の管理の職業	337	41	8.22	1,056	1,038	1,055
保安の職業	519	16	32.44	1,024	1,094	1,153
生産工程の職業	244	68	3.59	1,044	1,116	1,241
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	19	6	3.17	1,100	1,077	1,313
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	161	37	4.35	1,042	1,100	1,230
輸送・機械運転の職業	227	35	6.49	1,039	1,170	1,252
自動車運転の職業	209	31	6.74	1,063	1,170	1,259
建設・採掘の職業	25	8	3.13	964	1,275	1,747
運搬・清掃・包装等の職業	2,408	789	3.05	1,054	1,054	1,084
運搬の職業	225	31	7.26	1,002	1,071	1,156
清掃の職業	1,730	189	9.15	1,038	1,054	1,071
その他の運搬・清掃・包装等の職業	346	556	0.62	1,073	1,044	1,097
IT関連職業合計	125	102	1.23	1,107	1,098	1,196
福祉関連職業合計	1,990	256	7.77	1,388	1,340	1,524
(うち介護関係)	1,495	148	10.10	1,107	1,226	1,403

注)

- 1 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 2 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。
- 3 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 4 「-」は該当なし。
- 5 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず。)
- 6 「求職者希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 7 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち看護師、理学療法士・作業療法士等を除いた社会福祉専門の職業、ホームヘルパー、家事の介助等。
- 8 求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。

## 2023年 2月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	74,027	57,892	1.28	1,107	1,160	1,267
専門的・技術的職業	11,544	5,449	2.12	1,389	1,477	1,651
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	248	243	1.02	2,131	2,372	2,638
保健師、助産師、看護師	3,195	1,367	2.34	1,585	1,675	1,858
医療技術者	980	295	3.32	1,681	1,803	2,079
その他の保健医療の職業	534	277	1.93	1,207	1,301	1,454
社会福祉の専門的職業	4,701	1,152	4.08	1,149	1,209	1,330
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	304	508	0.60	1,291	1,146	1,393
事務的職業	8,191	12,405	0.66	1,076	1,111	1,218
一般事務の職業	6,161	10,710	0.58	1,071	1,112	1,219
会計事務の職業	454	637	0.71	1,120	1,134	1,262
生産関連事務の職業	452	213	2.12	1,052	1,072	1,153
営業・販売関連事務の職業	448	349	1.28	1,132	1,118	1,233
販売の職業	3,390	2,509	1.35	1,065	1,056	1,173
商品販売の職業	3,149	2,227	1.41	1,059	1,046	1,155
営業の職業	169	239	0.71	1,119	1,241	1,437
サービスの職業	29,427	6,284	4.68	1,070	1,094	1,199
介護サービスの職業	10,378	1,997	5.20	1,106	1,192	1,365
保健医療サービスの職業	912	241	3.78	1,075	1,098	1,182
生活衛生サービスの職業	1,097	416	2.64	1,098	1,023	1,214
飲食物調理の職業	11,417	1,644	6.94	1,039	1,037	1,088
接客・給仕の職業	2,942	877	3.35	1,072	1,053	1,132
居住施設・ビル等の管理の職業	987	543	1.82	1,030	1,042	1,053
その他のサービスの職業	1,460	532	2.74	1,070	1,089	1,200
保安の職業	2,974	371	8.02	1,028	1,079	1,132
生産工程の職業	2,528	1,187	2.13	1,074	1,078	1,194
金属材料製造、金属加工、銲属溶接・溶断の職業	266	160	1.66	1,118	1,091	1,241
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、銲属溶接・溶断を除く)	1,487	544	2.73	1,059	1,058	1,156
輸送・機械運転の職業	2,224	883	2.52	1,052	1,119	1,196
自動車運転の職業	1,960	705	2.78	1,060	1,110	1,191
建設・採掘の職業	252	142	1.77	1,136	1,372	1,712
運搬・清掃等の職業	13,334	13,035	1.02	1,033	1,060	1,099
運搬の職業	1,701	801	2.12	1,067	1,112	1,195
清掃の職業	7,964	2,842	2.80	1,025	1,051	1,077
包装の職業	508	182	2.79	1,040	1,032	1,087
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,161	9,210	0.34	1,032	1,062	1,119
IT関連職業合計	703	1,172	0.60	1,146	1,157	1,398
福祉関連職業合計	16,768	4,087	4.10	1,378	1,344	1,520
(うち介護関係)	12,818	2,539	5.05	1,239	1,200	1,368

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2023年2月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	6	1	19	0	TOEIC(600点～)	245	24	45	14
第三種電気主任技術者	63	5	255	7	日本語検定1級	228	30	3	1
1級電気工事施工管理技士	48	8	68	13	日本語検定3級	83	4	1	0
2級電気工事施工管理技士	27	3	105	28	日商簿記1級	119	10	26	8
一級建築士	101	12	409	68	日商簿記2級	1,804	169	286	57
二級建築士	168	14	333	50	日商簿記3級	2,078	203	367	87
1級建築施工管理技士	63	4	472	70	簿記能力検定(全経2級)	96	14	8	3
2級建築施工管理技士	54	2	352	68	運行管理者(貨物)	211	10	50	2
1級土木施工管理技士	99	4	571	195	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	56	5	30	5
2級土木施工管理技士	89	4	577	183	医療事務資格	316	20	78	3
1級造園施工管理技士	12	3	45	0	登録販売者(一般医薬品)	249	12	63	0
薬剤師	256	19	444	70	理容師	47	1	1,854	10
保健師	128	11	216	20	美容師	610	53	2,559	61
助産師	67	5	51	2	ネイリスト技能検定試験2級	46	2	8	0
看護師	1,676	132	5,081	575	ネイリスト技能検定試験3級	51	4	27	0
准看護師	444	20	2,812	350	調理師	1,272	99	3,354	205
臨床検査技師	105	8	150	18	警備員検定試験(1級)	0	0	13	0
理学療法士	113	10	783	67	警備員検定試験(2級)	6	2	20	2
作業療法士	67	5	695	47	大型自動車免許	1,167	52	1,492	73
歯科技工士	65	4	51	2	大型自動車第二種免許	406	19	451	8
歯科衛生士	247	22	511	42	普通自動車免許	33,712	2,105	4,218	397
診療放射線技師	43	1	81	14	普通自動車第二種免許	460	42	2,260	287
言語聴覚士	23	3	331	23	大型特殊自動車免許	204	13	59	2
管理栄養士	309	29	833	51	自動二輪車免許	1,048	49	131	9
栄養士	843	67	2,634	139	原動機付自転車免許	348	11	851	222
あん摩マッサージ指圧師	25	2	229	20	牽引免許	323	16	337	2
はり師	93	7	273	29	フォークリフト運転技能者	3,379	145	2,639	272
きゅう師	84	6	214	15	中型自動車免許	422	18	2,204	192
柔道整復師	111	12	350	41	中型自動車第二種免許	45	4	225	2
臨床心理士	31	1	130	40	8トン限定中型自動車免許	501	23	1,120	75
社会福祉士	281	18	1,231	190	危険物取扱者(乙種)	896	43	331	58
介護福祉士	1,775	106	7,446	711	危険物取扱者(丙種)	109	13	29	6
保育士	1,456	84	3,951	362	溶接技能者	27	2	45	5
ホームヘルパー1級	52	5	414	112	ガス溶接技能者	373	11	144	4
ホームヘルパー2級	1,578	87	5,731	494	アーク溶接技能者(基本級)	197	7	82	7
精神保健福祉士	107	13	498	74	二級自動車整備士	111	8	203	17
介護支援専門員(ケアマネージャー)	435	22	1,338	125	三級自動車整備士	64	3	232	13
介護職員基礎研修修了者	50	3	295	54	自動車検査員	35	2	55	5
福祉用具専門相談員	99	11	63	5	2級ボイラー技士	187	9	85	20
介護職員初任者研修修了者	951	55	9,393	853	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	126	3	65	0
介護職員実務者研修修了者	416	23	3,799	302	移動式クレーン運転士	200	10	146	0
税理士	12	0	25	10	小型移動式クレーン運転技能者	235	12	114	7
社会保険労務士	158	20	84	39	車両系建設機械(基礎工専用)運転技能者	38	1	61	2
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,128	59	1,192	32	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	128	3	154	6
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	323	21	522	82	玉掛技能者	1,194	47	931	29
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	612	38	244	35	第一種電気工事士	162	12	360	34
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	823	73	611	81	第二種電気工事士	651	43	1,132	129
管理業務主任者	73	4	27	5	足場の組立て等作業主任者	57	1	190	5
実用英語技能検定2級	704	61	33	11	1級管工事施工管理技士	30	2	104	35
TOEIC(730点～)	459	55	26	3	2級管工事施工管理技士	29	0	121	35